

世田谷区から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、つぎのものを持参して新住所地で転入届をしてください。

- I. 転出証明書(マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した特例による転出届をした場合は不要)
 II. 本人確認書類 III. 基礎年金番号確認資料(年金手帳、基礎年金番号通知書等)(国民年金第1号加入中の方のみ)
 IV. マイナンバーカード(引越される方全員分)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

■外国人の方は、転入する方全員の在留カード、特別永住者証明書(または、特別永住者証明書にみなされる外国人登録証明書)を必ずお持ちください。お持ちいただかないと転入の手続きができません。

	世田谷区での手続き	転出先での手続き
(1)印鑑登録をしている方	転出(予定)日をもって登録がなくなります。登録証はお返しいただくか、廃棄してください。	必要な方は、あらためて印鑑登録の手続きをしてください。
(2)マイナンバーカード(または住民基本台帳カード)をお持ちの方	転入届出時にマイナンバーカード(または住民基本台帳カード)をお持ちの場合は、お引越される方全員分をご提示ください。 ・転出先の区市町村で、転入届出後、カードの追記欄に新しい住所を記載します。 ・転出(予定)日から30日以内、かつ転入日から14日以内に転入届を提出し、マイナンバーカード(または住民基本台帳カード)の継続利用申請をされた場合、転出先の区市町村で継続して利用できます。 ※届出期間を経過すると、マイナンバーカード、住民基本台帳カードは失効しますのでご注意ください。 ・マイナンバーカード(または住民基本台帳カード)を利用した特例転入届や継続利用の際は暗証番号の入力が必要です。また、委任状が必要な場合があります。詳しくは、新しい住所の区市町村の窓口へお問い合わせください。 ・土、日、休日、平日夜間の窓口などでは、マイナンバーカード(または住民基本台帳カード)を利用した特例転入、カードの継続利用の手続きができない場合があります。事前にご確認ください。	必要な方は、あらためて印鑑登録の手続きをしてください。
マイナンバーカード表面の「券面記載事項変更欄」(水色の枠)に余白がない場合、新しいカードを申請する必要があります。必要なものは事前に転出先区市町村にお問い合わせください。		
転出届出の前にマイナンバーカード交付申請して、まだ受領されていない方	申請は無効となります。 ※すでに提出されたマイナンバーカード交付申請書は、返還されません。	マイナンバーカードの交付を希望される方は、新しい住所の区市町村窓口で、あらためて交付申請をしてください。
マイナンバーカードを使い、コンビニエンスストアのコピー機やマイナンバーカード専用証明書自動交付機で証明書をおとりになっている方	転出予定日が到来すると利用できなくなります。 <住民票の写しに関するご注意> 転出の届出をしてから転出予定日が到来するまでの間に取得する住民票の写しには、転出予定の情報は記載されません。 <戸籍証明書に関するご注意> 本籍が世田谷区の方は、本籍地の証明書交付サービスを利用して戸籍証明書を取得することができます。コンビニエンスストアなどのマルチコピー機から、事前に利用登録申請を行ってください(世田谷区のマイナンバーカード専用証明書自動交付機は利用できません)。	
(3)署名用電子証明書の交付を受けている方	転出(予定)日をもって無効になります。	必要な方はあらためて電子証明書発行の手続きをしてください。
(4)国民健康保険に加入されている方	保険証や資格確認書はお返しください。 転出(予定)日をもって世田谷区の国保の資格がなくなります。 保険料は、転出(予定)日の前月分までのものに再計算されます。再計算の結果、不足分がある場合は納入通知書を、過払いがある場合は還付通知書を、転出届出日の翌月中旬に郵送します(通常、保険料は当月払いではなく後払いのため、納入通知書の加入月と納入月は一致していません)。 転出(予定)日をもって、世田谷区の保険証や資格確認書は使えなくなります。転出後、世田谷区の保険証や資格確認書で医療機関を受診した場合には、保険者負担分(7～8割)の医療費を、後日世田谷区へ返還していただきます。	あらためて加入の手続きをしてください。 ただし、次に該当する場合は、世田谷区の保険証や資格確認書を引き続きお使いいただくことになる場合がありますので、世田谷区の窓口にお申し出ください。 ①区外の特養ホームや有料老人ホーム等の介護保険施設へ入居する場合 ②区外の障害者施設へ入所する場合 ③お子さんが区外の大学や専門学校等へ修学する場合 ④区外の児童福祉施設へ入所する場合
高齢受給者証をお持ちの方	高齢受給者証をお返しください。	あらためて交付を受けてください。

世田谷区役所

世田谷区ホームページ

電話 03-5432-1111(代表) FAX 03-5432-3001

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

	世田谷区での手続き	転出先での手続き
(5)介護保険に加入されている方	保険証はお返しください。 転出(予定)日をもって資格がなくなります。 ただし、区外の特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などへ入居の場合は、引き続き世田谷区の保険証をお使いいただきますので、窓口にお申し出ください。 保険料は転出日の前月分までを月割で再計算します。後日転出先の住所に、払い過ぎ分のお返しまたは不足分の納付の通知をお送りします。	転出先であらためて加入することになります。 なお、介護保険サービスを利用している方は要介護認定申請をしてください。
負担割合証をお持ちの方	負担割合証をお返しください。	
(6)後期高齢者医療制度に加入されている方	保険証・資格確認書をお返しください。都外転出の方には「負担区分等証明書」をお渡しします。 ただし、都外の特別養護老人ホームなどへ入居の場合は窓口へお申し出ください。 保険料のお知らせは後日お送りします。 保険料は転出日の前月分までを月割で再計算します。後日転出先の住所に、払い過ぎ分のお返しまたは不足分の納付の通知をお送りします。	東京都以外の道府県に転出する方は「負担区分等証明書」を持参してください。 転出先の自治体が、資格確認書を発行します。
(7)国民年金に加入または受給されている方	手続きはありません。 国民年金保険料の納付書は、旧住所記載のままでご利用いただけます。	手続きはありません。 ただし、転出して2か月経過後も年金関係の郵便物が旧住所に届く場合は、年金事務所にお問い合わせください。
(8)お子さんが区立小・中学校に在学している方	学校から「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」をお受け取りください。(就学援助費・就学奨励費受給中の方は、受給資格がなくなります。)	新しい住所地で、学校の指定を受けてください。 (就学関係の手続きについては、転出先の教育委員会へお問い合わせください。)
(9)児童手当を受けている方	手続きはありません。 転出(予定)日をもって資格がなくなります。 ※過去にさかのぼって転出した場合は、支払い済みの手当を返還していただく場合があります。	転出(予定)日の翌日から起算して15日以内に手続きをしてください。手続きが遅れると、支給されない月が発生する事があります。必要書類については、あらかじめ転出先へお問い合わせください。
(10)児童扶養手当 特別児童扶養手当 児童育成手当 を受けている方	『児童扶養手当』 住所変更届を管轄の総合支所子ども家庭支援課に提出してください。 『特別児童扶養手当』 手続きはありません。 『児童育成手当』 手続きはありません。 ※過去にさかのぼって転出した場合は、支払い済みの手当を返還していただく場合があります。	『児童扶養手当・特別児童扶養手当』 住所変更届を提出してください(証書を交付されている方は手続きの際、証書をご持参ください)。その他の必要書類については、あらかじめ転出先へお問い合わせください。 『児童育成手当』 ＜東京都内へ転出する場合＞ 転出(予定)日の翌日(世田谷区で受給していた場合は転出(予定)日の翌月初日)から起算して15日以内に手続きをしてください。手続きが遅れると、支給されない月が発生する事があります。必要書類については、あらかじめ転出先へお問い合わせください。 ＜東京都外へ転出する場合＞ 区市町村により制度が異なります。転出先へお問い合わせください。
(11)乳・子・青医療証及び 親医療証をお持ちの方	手続きはありません。転出日をもって資格がなくなります(医療証は使えません)。医療証はお返しいただくか、破棄してください。	区市町村により制度が異なります。転出先へお問い合わせください。
(12)障受給者証を受給している方	＜東京都内へ転出する場合＞ 障害施策推進課または管轄の保健福祉課で「障交付状況連絡票」をお受け取りください。 障受給者証はお返しください。 ＜東京都外へ転出する場合＞ 障受給者証はお返しください。 その他の手続きは必要ありません。転出日をもって資格がなくなります。	＜東京都内へ転出する場合＞ 「障交付状況連絡票」を持参して、転出先で交付申請の手続きをしてください。 ＜東京都外へ転出する場合＞ 区市町村により制度が異なります。転出先へお問い合わせください。
(13)原付バイク、小型特殊自動車を所有されている方	手続きの詳細は、別紙「転出後の住民税などの税金・証明書についてご案内いたします」内、軽自動車税(種別割)の項目をご覧ください。	

～転出後の住民税などの税金・証明書についてご案内いたします～

●転出後の住民税(特別区民税・都民税・森林環境税)について

住民税は、1月1日現在の住所地(区市町村)で課税されますので、1月2日以降に転出した場合であっても、世田谷区に納付していただきます。(転出先の区市町村では課税されません。)

税額は、特別徴収(給与からの差引き)の場合は5月17日頃に決定し、事業所に通知します。

また、普通徴収(個人納付)の場合は6月10日頃に決定し、ご本人に通知します。

なお、国外へ転出される場合は、納税管理人をお届けください。納税管理人の申請書は世田谷区ホームページよりダウンロードできます。詳細につきましては、課税課(下記参照)へお問い合わせください。

●転出後の軽自動車税(種別割)について

軽自動車税(種別割)は、原付バイク(125ccまたは1.0kW以下)、二輪の小型自動車、小型特殊自動車、軽自動車を所有するとかかる税金です。4月1日現在、車両の定置場がある区市町村で課税されます。

【原付バイク(125ccまたは1.0kW以下)、小型特殊自動車を所有されている方】

定置場が世田谷区外に変更になった場合は、世田谷区で廃車手続き後、転出先の自治体で登録手続きを行ってください。世田谷区で廃車手続きをする際は、ナンバープレート、標識交付証明書、届出者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など)が必要です。登録の手続きについては、転出先の自治体で必要書類等をご確認ください。世田谷区で廃車手続きをしないまま転出した場合は、転出先自治体で登録手続きを行うことで、世田谷区の廃車手続きを兼ねられる場合があります。詳細は転出先自治体へご確認ください。

※125ccを超える二輪車の住所変更のお手続きは東京運輸支局(下記参照)、軽自動車(三輪・四輪)の住所変更のお手続きは軽自動車検査協会(下記参照)へお問い合わせください。

●転出先で住民税の課税証明書・非課税証明書等が必要になった場合

住民税は1月1日を基準日として前年中の所得に課税されます。転出先の区市町村で、転出後に前年度または現年度の課税証明書等が必要となった場合は、どなたの分・何年度分が必要かをご確認のうえ、該当年度の1月1日現在の住所地の区市町村へ申請してください。なお、世田谷区では、世田谷区役所第二庁舎納税課、各総合支所くみん窓口、各出張所の窓口において証明書が取得できます(まちづくりセンターでは取扱っていません)。証明書を本人以外の方が申請される場合は現在の住所が同一世帯の家族であっても委任状が必要です。

(例:令和6年度課税証明書が必要→令和6年1月1日現在の住所地の区市町村へ申請)

なお、転出届出後でかつ、転出日当日以降については、マイナンバーカード専用証明書自動交付機及びコンビニエンスストア・マルチコピー機のご利用はできません。

また、ご本人が世田谷区納税課収納・税証明係宛に郵送申請することもできます。詳細は、収納・税証明係にお問い合わせください。

●その他、税に関するお問い合わせ

*住民税の課税内容・申告などに関すること

世田谷区課税課	(世田谷地域)	課税第1係	03-5432-2169
	(北沢・砧地域)	課税第2係	03-5432-2174
	(玉川・烏山地域)	課税第3係	03-5432-2184

*住民税の納付に関すること

世田谷区納税課 納税相談係 03-5432-2208

*住民税等の証明に関すること

世田谷区納税課 収納・税証明係 03-5432-2197

*軽自動車税(種別割)、125ccまたは1.0kW以下の原動機付自転車・小型特殊自動車の登録廃車などに関すること 世田谷区課税課 管理係 03-5432-2163

*125ccを超えるバイクの登録廃車などに関すること

東京運輸支局(登録ヘルプデスク) 050-5540-2030

*軽自動車(3輪・4輪)の登録廃車などに関すること

軽自動車検査協会東京主管事務所 050-3816-3100